美浦村内に住宅を取得して定住された方に「美浦村定住促進奨励金」を交付します

～今年の申請は「平成25年1月2日から平成29年1月1日まで」に住宅を取得した方が対象です～

美浦村では、定住人口の増加促進と活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定し、村内に取得した新築住宅または中古住宅に継続して居住された方に、住んでいる家とその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする定住促進奨励金を交付しています。

この奨励金の申請期間については、一昨年は「当該課税年度の年度末3月1日～31日」でしたが、昨年度から「当該課税年度の固定資産税を完納した時点から年度末3月31日」の間、申請できるようになりました。

対象となる住宅

平成25年1月2日～平成29年1月1日までに取得した住宅が対象となります。

※相続により住宅を取得した場合を除きます。

奨励金交付の対象者

居住するために美浦村に住宅を新築または購入し、その住宅に美浦村の住民として定住する方が、定住促進奨励金交付の対象者となります。

ただし、同世帯に次のいずれかに該当する方がいる場合は対象外です。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- 過去にこの定住促進奨励金の交付を受けたことのある方
- 村税および各種使用料、その他村の税外収入金を滞納している方

奨励金の額・交付期間

【奨励金の額（年額）】

納付した固定資産税のうち、「奨励金の対象となる住宅」および「奨励金の対象となる住宅の敷地」が申請者名義または同世帯の親族名義である場合は、その住宅および敷地に係る固定資産税の年税額相当額が奨励金として交付されます。

ただし、取得した住宅により奨励金の限度額が次のとおり設定されています。

- 新築住宅…年額20万円まで
- 中古住宅…年額10万円まで

【奨励金の交付期間】

原則3年とします。ただし、4年目以降も同世帯に義務教育終了前の子がいる場合には最長5年まで延長されます。

※交付期間は該当物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

※申請期間を過ぎた場合は、その年度分の定住促進奨励金の交付はできませんのでご注意ください。

奨励金交付までの流れ

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して役場企画財政課に提出してください。

なお、交付期間中は、年度ごとに奨励金の交付申請が必要です。

【添付書類】

①住民票謄本（続柄記載のあるもの）
②土地の登記事項証明書
③住宅の登記事項証明書
④定住誓約書
⑤村税等納入状況確認承諾書
⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

※同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です。

※2年目以降の申請には、「添付書類②③④」の添付は不要です。

【交付申請書の申請期間】

当該課税年度の固定資産税を完納した日から年度末3月31日まで。

※役場閉庁日は申請できません。

◇**申請例**　平成28年1月2日～平成29年1月1日の間に住宅を取得した場合の奨励金の申請期間は、平成29年度課税の固定資産税を完納した日から平成30年3月31日まで。

ケース別　私は交付の対象になりますか？

《住宅取得後、美浦村に定住することを前提として…》

現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して、その土地に住宅を新築します。	○ 対象
現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。	○ 対象
現在、美浦村内に住んでいますが持家はありません。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。	○ 対象
現在、美浦村内に住んでいますが持家はありません。これから美浦村内の土地と住宅を購入します。	○ 対象
美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して自分名義にし、自分名義の住宅を新築します。	○ 対象
美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して、親名義のままの土地に自分名義の住宅を新築します。	△ 対象ですが
対象になるのは、住宅に係る固定資産税相当額のみです。	
現在、美浦村内の持家に住んでいますが、新たに美浦村内の別の土地に住宅を新築（購入）し、転居します。	× 対象外
現在、美浦村内の持家に住んでいますが、住んでいる住宅を建て替えます。	× 対象外
美浦村内の自分名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。	△ 対象ですが
対象になるのは、居住用部分に係る固定資産税相当額のみです。	
美浦村内にある住宅を、相続により取得しました。	× 対象外

【お問合せ先】　役場企画財政課☎029－885－0340（内）208

美浦村ふるさと応援寄附金の「返礼品」で自慢の商品を全国にアピール！

新規協力事業者募集

平成20年度からスタートしたふるさと納税制度。

村では、寄附者にお贈りする返礼品のリニューアルを平成27年度に行い、全国の皆さまから大変ご好評をいただいております。

この返礼品について、ご協力いただける事業者を随時募集しています。返礼品を通して美浦村をＰＲするとともに、あなたの自慢の商品を全国にアピールする絶好の機会です。ぜひ、ご検討をお願いいたします。

これまでの寄附状況（平成29年12月末現在）

年　度	件　数	金　額
平成26年度	39件	42万5千円
平成27年度	1,128件	2,380万3千円
平成28年度	625件	1,755万8千円
平成29年度	415件	1,113万2千円

募集する返礼品　次のいずれかの要件を満たす商品

- 美浦村や霞ケ浦の魅力を「体感できる」「楽しんでいただける」「懐かしんでいただける」商品
- 地域産業の振興に繋がる要素をもつ商品
- 美浦村で生産・製造・加工されているもの、村内の原料を使用しているもの、村内で販売されているもののいずれかに該当する商品
- 村のＰＲにつながる商品やサービスを提供できる商品
- 品質および数量の面で安定供給が見込める商品（ただし期間限定・数量限定で供給可能なものは可）

※詳細については、企画財政課窓口配置もしくは村ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

問合せ先　役場企画財政課☎029－885－0340（内）208